

提出日・振込日につきましては、期限厳守にてご対応願います。

時 期		普通傷害 保 険	遺族年金 特約制度	三大疾病 特約制度 三大疾病特約制度 オプション	退職後 継続病気 入院制度	備 考
2026年 1月	中旬	「パンフレット」「説明日程希望調査票」送付				・定年退職の方は、愛知教職員組合連合 会よりご本人様宛に送付いたします。 (本年度は取扱なし) ・定年前早期退職者は、愛知教職員組合 連合会より分会長宛に送付いたします。 ※事前連絡をいただいた方は愛知教職員 組合連合会よりご本人様宛に送付する 場合もございます。
	26日	「説明日程希望調査票」提出締切				・必要事項をご記入のうえ、愛知県学校生 活協同組合にご提出ください。 ・希望日程に基づき、勤務先への訪問もしく は電話での説明(予定)を実施いたします。
2月	上旬 ～下旬	「確認書」「口座振替用紙(遺族年金特約制度用)」 の配布または送付				・ご退職後の保障のお取り扱いについて意 思確認をさせていただきます。
3月	2日	「確認書」「口座振替用紙(遺族年金特約制度用)」提出締切 提出先:愛知県学校生活協同組合				・必要事項をご記入のうえ、愛知県学校生 活協同組合にご提出ください。
	中旬	「愛教組連合グループ保険4～6月分掛金」 振込用紙送付				・確認書の希望内容に基づき、愛知県学校 生活協同組合より送付いたします。
	下旬	「愛教組連合グループ保険4～6月分掛金」振込締切 振込先:愛知県学校生活協同組合				・期限までのお振込をお願いいたします。
5月	中旬	申込書送付	—	—	—	・確認書の希望内容に基づき、明治安田 ライフプランセンターより普通傷害保 険の申込書を送付いたします。
	下旬	申込書提出締切 提出先:明治安田 ライフプランセンター	—	「7～12月分掛金」振込用紙 「2027年1～12月分掛金」 口座振替用紙 送付	—	・確認書の希望内容に基づき、愛知教職 員組合連合会より振込用紙と口座振替 用紙を送付いたします。
6月	上旬	保険料振込用紙送付 (※1)	—	「7～12月分掛金」振込締切 振込先:愛知ライフサービス 「2027年1～12月分掛金」 口座振替用紙提出締切 提出先:愛知ライフサービス (※2)	—	※1申込書の内容に基づき、明治安田ライ フプランセンターより振込用紙を送付 いたします。 ※2確認書の希望内容に基づき、愛知教職 員組合連合会より振込用紙を送付いた します。
	下旬	保険料振込締切 振込先:明治安田 ライフプランセンター	—	—	—	7月1日の加入(成立)となりますので、6月 中に必ず保険料の着金が必要となり、6月 中に着金しなかった場合は契約不成立とな りますのでご注意ください。
7月	1日	退職者制度加入(成立)日				
	下旬	—	「7～12月分掛金」振替 ご指定の口座より振替	—	—	

●翌年度(2027年1月)以降の遺族年金特約制度・三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション・退職後継続病気入院制度の掛金につきましては、口座振替とさせていただきます。

●「確認書」をご提出いただいた方は、上記スケジュールどおり、手続関係書類を送付させていただきます。退職者制度にご加入される場合は、まずは「確認書」をご提出ください。

保存版

2026年3月末退職者用

愛教組連合グループ保険

退職者制度のご案内

ご退職後の確かな安心のために…

制度
1

普通傷害保険
(天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付
普通傷害保険【損害保険】)
10年間のケガによる入院・通院等…充実した補償内容です。

P
3～6

制度
2

遺族年金特約制度
(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)
新規加入はできません。在職中加入者のみ継続可能です。

P
7～8,14～16,
21～25

制度
3-1

三大疾病特約制度
(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当
特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)
新規加入はできません。在職中加入者のみ継続可能です。

P
9～11,14,
17～19,21～25

制度
3-2

三大疾病特約制度オプション
(リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)
新規加入はできません。在職中加入者のみ継続可能です。

P
12,14,
17～19,21～25

制度
4

退職後継続病気入院制度
(愛教組連合独自共済【自家共済】)
病気が原因でご入院された場合、1日目から入院・手術給付金をお支払いします。

P
13,14,22

ご退職後のお取扱いについて

- ・説明日程調整のため、「説明日程希望調査票」を必ずご提出ください。
- ・ご対象の方には、訪問または電話によるご案内をさせていただく予定です。

全制度、加入の機会は退職時の一回限りとなります。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP23～P25に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

【説明日程希望調査票提出締切日】2026年1月26日(月)
【確認書・口座振替用紙提出締切日】2026年3月2日(月)

愛知教職員組合連合会

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部 TEL052-951-9100・9115
(受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日) 担当:松本、仲垣、中根

退職者制度 について

現職中

退職

退職者制 度

69歳

70歳

71歳

74歳

75歳

76歳

継続最高
(可能)年齢

満了時
保険年齢

1

グループ保険

【保障範囲】 死亡・高度障害・ケガ・病気

普通傷害保険

【補償範囲】 ケガ・賠償責任(保険期間

10年間)

本人

配偶者

不慮の事故に遭われ通院や入院などをされた場合、保険金
※配偶者のみの普通傷害保険の加入はできません。

をお支払いします。

2

遺族年金特約制度

【保障範囲】 死亡・高度障害

継続最高年齢 75歳
(75歳まで更新可能)※1
(76歳満了)

遺族年金特約制度

退職後75歳まで継続可能です。

本人

配偶者

死亡・高度障害時に一時金または年金形式で保険金をお支
※配偶者のみの遺族年金特約制度の加入はできません。

払いします。

3

三大疾病特約制度【75歳コース】

継続最高年齢 74歳 (75歳満了)※2

【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

三大疾病特約制度【75歳コース】

【保障範囲】 【特定疾病等】 所定の悪性新生物（がん）
とき、急性心筋梗塞・脳卒中、所定の
す。特約を付加することにより7大疾病

（主契約）

本人

配偶者

と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられた
手術を受けられたときのほか、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いしま
および上皮内新生物を保障します。

7大疾病保障特約

【保障範囲】 【7大疾病】 所定の悪性新生物（がん）
の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬

と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度
変を発病して所定の状態（※3）になったとき

がん・上皮内新生物保障特約

【保障範囲】 【悪性新生物（がん）・上皮内新生物】

所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき

退職後継続病気入院制度

【保障範囲】 【入院給付金】
・病気が原因で入院された場合、入
・1日目より、日額5,000円をお支
【手術見舞金】
・病気が原因で入院し、かつ手術を
・1入院につき1回20,000円をお

【75歳コース】

本人

配偶者

院給付金をお支払いします。
払いします。

受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。
支払います。

(※3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」
※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」
※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、

には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
への加入は、三大疾病特約制度（主契約）への加入が必要となります。
退職後に新規での加入はできません。

三大疾病特約制度オプション

【保障範囲】 【特定疾病等】 所定の悪性新生物（が
発病して所定の状態になられたとき、
きのほか、死亡・所定の高度障害時に

本人

配偶者

ん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を
急性心筋梗塞・脳卒中、所定の手術を受けられたと
一時金をお支払いします。

※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約
までとなります。三大疾病特約制度オプションは、退職

制度75歳コースへの加入が必要となります。最高継続年齢は70歳
後に新規での加入はできません。

三大疾病特約制度【70歳コース】

【保障範囲】 【特定疾病等】 所定の悪性新生物（が
中を発病して所定の状態になられたと
られたときのほか、死亡・所定の高度

本人

配偶者

ん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒
き、急性心筋梗塞・脳卒中、所定の手術を受け
障害時に一時金をお支払いします。

退職後継続病気入院制度【70歳

【保障範囲】 【入院給付金】
・病気が原因で入院された場合、入
・1日目より、日額5,000円をお支
【手術見舞金】
・病気が原因で入院し、かつ手術を
・1入院につき1回20,000円をお

【70歳

本人

配偶者

院給付金をお支払いします。
払いします。

受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。
支払います。

退職後のお取扱いは

ありません。

保障内容、保険料等の詳細は退職者
制度のパンフレットでご確認ください。

「普通傷害保険」「三大疾病特約制度
(70歳・75歳コース)」「三大疾病
特約制度オプション」「退職後継続
病気入院制度」には配当金はありま
せん。

年齢は保険年齢です。保険年齢は満
年齢を基に、1年未満の端数につい
て6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超
は切り上げた年齢をいいます。

※1 遺族年金特約制度、三大疾病
特約制度オプションの保険期
間満了日は、ご加入者（被保
険者）が更新日時点で加入資
格を満たす直後の更新日の前
日までです。

※2 三大疾病特約制度75歳コー
ス、三大疾病特約制度70歳
コースの保険期間満了日は、
ご加入者（被保険者）が保険
期間中に満期年齢（保険年齢）
をむかえられた直後の更新日
の前日までです。更新日時点
で満期年齢（保険年齢）に達
している場合は継続加入でき
ませんのでご注意ください。

70歳・75歳コースともに、
現職中にご加入されている
方は、ご退職後も両方加入
することができます。
70歳までは支払事由に該
当した場合三大疾病特約制
度、退職後継続病気入院制
度とも両コースからお支払
いします。
「三大疾病特約制度」と「退
職後継続病気入院制度」で
はお支払の対象となる支払
事由が異なります。

4

就業不能サポート制度

【保障範囲】 就業不能

普通傷害保険

天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険【損害保険】

※配当金の還付はありません。

のご案内

保険の概要

『普通傷害保険』は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

交通事故に遭い骨折した。

濡れた床で滑ってケガをした。

スキー中に転倒、アキレス腱が切れた。

飼い犬が他人に噛みつき、ケガをさせた。

自転車で通行人にぶつかり、ケガをさせた。

※仕事上の事故を除きます。

傷害事故の例

賠償事故の例

加入資格

「グループ保険」に本人の退職日直前まで継続してご加入の本人および配偶者(保険期間開始日現在、満15歳～満75歳までの方)なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

保険期間

保険料のお払い込みがあった月の翌月1日から10年間です。※保険契約申込書にてご確認ください。

補償内容・保険料

	職業・職務	無職・教員・事務・販売など				農業・自動車運転手・建設作業者など			
		A級(危険の少ない職業)				B級(危険の大きい職業)			
	申込型	10H型	20H型	30H型	40H型	10H型	20H型	30H型	40H型
	一時払保険料	10万円	20万円	30万円	40万円	10万円	20万円	30万円	40万円
傷害	死亡・後遺障害保険金	203.4万円	461.4万円	606.7万円	1,041.0万円	30.5万円	129.9万円	229.3万円	393.2万円
	入院保険金日額	4,000円	8,000円	12,000円	15,000円	3,000円	5,500円	8,000円	9,500円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,500円	4,000円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	手術保険金	2.0・4.0万円	4.0・8.0万円	6.0・12.0万円	7.5・15.0万円	1.5・3.0万円	2.75・5.5万円	4.0・8.0万円	4.75・9.5万円
	賠償責任保険金	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円

※補償額は職種級別により異なります。職種級別は、お仕事の内容に応じて決まります。ご退職後もお仕事をされる方で、職種級別について不明な場合は取扱代理店までお問い合わせください。
※保険契約締結後、職業・職務の変更があった場合は、遅滞なく取扱代理店へお申し出ください。例えば、A級職種⇒B級職種への変更の場合、保険料の差額について追加保険料のお払い込みが必要となります。また、B級職種⇒A級職種への変更の場合、保険金額・日額は変更せず、保険料の差額について返還します。
※保険料は性別・年齢にかかわらず同一です。
※2025年10月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。今後の商品改定により補償内容が変更となる場合がありますので、最新のパンフレットをご確認ください。
※賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)をセットしないご契約も可能です。ご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

保険金のお支払いについて

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	—	次の事由によって生じた傷害 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転または麻薬などを使用しての運転中に生じた事故 ●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます。) ●おうちうち症または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの 次の間に生じた事故によって被った傷害 ●被保険者が【別表1】に掲げる運動等を行っている間 ●自動車等、モーターボートなどの乗用具を用いて競技等をしている間、または競技場等において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。)	
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (契約年度ごとに合算し死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。)	
入院保険金	傷害により、入院した場合	1日につき、入院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ)	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 (ただし1事故につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた金額	告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)
通院保険金	傷害により、通院した場合 (通院とは、医師が必要であると認め、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。)	1日につき、通院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日が限度)	

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

【別表1】 保険金を支払わない運動等について
山岳登山(注1)、リージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(注1)ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(注3) 職務として操縦する場合を除きます。
(注4) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン)等をいいます。))を除きます。

賠償責任保険金	被保険者が、イ、ロの偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり(注)、法律上の損害賠償責任を負った場合 イ.被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (例)ご自宅の屋根瓦や窓辺に置いてあった物が落ちて通行人にケガをさせた。(不可抗力の場合を除きます。) ロ.日常生活に起因する偶然な事故 (例)1.自転車運転中に、通行人にケガをさせた。 2.買物中、誤って商品を破損させた。 3.ゴルフプレー中にボールが人に当たりケガをさせた。 (注)日本国内において発生した事故により電車等を運行不能にした場合を含みます。 ※被保険者の範囲については、【別表2】をご参照ください。	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために要した必要・有益な費用等。なお、損害賠償金は1回の事故につき、保険証券記載の賠償責任保険金額が限度。 ※国内示談交渉サービス付 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。	次の事由によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者の故意 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 次の損害賠償責任を負担することによって被った損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●預かっていたまたは借りていた他人の財物についての賠償責任 ●船舶・車両などの所有、使用または管理に起因する賠償責任(車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、身体障害者用車いす・歩行補助車を含みません。) 告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

【別表2】 賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)の被保険者の範囲について
賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方をいいます。
① 本人の配偶者
② 本人またはその配偶者の同居の親族
③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
④ 本人が未成年者または責任能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(注1)。ただし、本人に関する事故に限ります。
⑤ ①から④までのいずれかに該当する方が責任能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任能力者を監督する方(注2)。ただし、その責任能力者に関する事故に限ります。
(注1)監督義務者に代わって本人を監督する方は本人の親族に限ります。
(注2)監督義務者に代わって責任能力者を監督する方は責任能力者の親族に限ります。
なお、本人またはその配偶者との統制は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

★国内示談交渉サービス付
日本国内で発生したお支払い対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者にご協力いただけない場合等は利用できません。また「もらい事故」のように被保険者に損害賠償責任がない場合は、当該サービスの対象外です。

保険金のお支払いに関するご注意

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、靴ずれ、しもやけ、日やけ、各種職業病は該当しません。ここでいう「傷害」には、有毒ガスまたは有毒物質により急激に生ずる中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます)。
- ご病気や徐々に悪化する症状、急に痛くなった場合でも慢性疾患や変形性疾患の症状は「傷害」に該当しません。【腱鞘炎・変形性膝関節症・狭窄症など】
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- ご請求いただく場合は、お客さまご自身で傷病名やその原因をご申告いただく必要があります。正確な内容をご記入いただくためにも、医療機関を受診された際は、初診時に主治医へ傷病名や原因をご確認のうえ、適切な治療をお受けいただきますようお願いいたします。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
 - ①長管骨(注3)または脊柱
 - ②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
 - ③肋(ろっ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ④顎骨または顎関節。ただし、線引子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。(注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。))およびハローベストをいいます。
(注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
(注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。
(注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

保険金のご請求について 万一、事故に遭われた場合

- まずご連絡ください。
事故が発生した場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。

■取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター 【受付時間】
フリーダイヤル(無料) 0120-555-282 午前9時～午後5時(土・日・祝日および年末年始を除きます。)

- または明治安田損害保険(株)にご通知ください。
ご通知いただかないと、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。
特約の保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります。

◆印鑑証明書、住民票等の被保険者(保険の対象となる方)であることを確認するための書類
◆他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の、明治安田損害保険(株)が支払うべき保険金の額を算出するための書類

《代理請求制度について》
保険金について、被保険者(保険の対象となる方)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、被保険者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。この場合、約款に定める書類のほか、健康保険証の写しまたは住民票等の被保険者の代理人であることを確認するための書類をご提出いただく場合があります。
①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、被保険者と同居または生計を共にする3親等以内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。))または上記②以外の3親等以内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

- 必ずご相談ください。
賠償責任を補償する特約をあわせてご契約の場合で、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず明治安田損害保険(株)とご相談のうえ、交渉をおすめください。事前にご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

クーリング・オフについて

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込み後であっても契約の申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことができます。詳しくは「重要事項説明書（重要事項のご説明）」をご覧ください。

告知義務

保険契約者または被保険者になる方は、ご契約時において、明治安田損害保険(株)が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
告知事項とは、危険に関する重要な事項として、保険契約申込書に☆印または★印がついている項目のことです。その告知した内容（保険契約申込書の記載内容）が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
特に、被保険者（保険の対象となる方）の職業または職務、他の保険契約等（注）の有無については十分ご注意ください、保険契約申込書に正しく記載してください。

（注）ここでいう「他の保険契約等」とは、傷害による死亡（後遺障害）、入院（手術）、通院を補償（保障）する商品をいい、傷害保険契約、医療保険契約、生命保険契約または共済契約をいいます。なお、他の保険契約等の加入状況によっては、通算引受可能限度額の関係上契約をお引き受けできない場合がございます。詳細については引受損害保険会社までお問い合わせください。

通知義務等

ご契約後において、告知した内容のうち職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または明治安田損害保険(株)にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約が解除されたり、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】 職業または職務に変更が生じた場合（新たに職業に就いた場合、職業をやめた場合を含みます。）

●変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約が解除されることがあります。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●ご契約後、ご契約者が住所または通知先を変更された場合は、ただちに取扱代理店または明治安田損害保険(株)にご通知ください。
ご通知いただかないと重要なお知らせがご案内できないことになります。

特約の補償の重複について

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や明治安田損害保険株式会社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。（※）
（※）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解除したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままに契約した場合には、保険契約が無効となります。

ご契約の解約について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または明治安田損害保険(株)にお申し出ください。
ご契約者からの通知により、ご契約を保険期間中に解約した場合、ご契約の経過年月数（注）に応じて、お払い込みいただいた保険料に所定の率を乗じた額を返還いたします。
（注）経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。
①ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
②ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行なった場合 など
この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

その他

・このパンフレットは、商品の概要を説明したものです。
保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知・通知義務、その他の詳しい内容は、取扱代理店または明治安田損害保険(株)にご照会ください。
・取扱代理店は、明治安田損害保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約条件変更のご通知の受領等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、明治安田損害保険(株)と直接契約されたものとなります。
・取扱代理店または明治安田損害保険(株)が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負います。保険料は必ずご契約と同時に振り込みくださるようお願いいたします。なお、所定の口座に保険料をお振り込みいただいた場合は、原則として保険料領収証の発行を省略させていただいております。
・ご契約に際しましては、必ず「重要事項説明書（重要事項のご説明）」・「ご契約のしおり」をご覧ください。
・保険証券は、お客さまのご契約内容を記載したものです。内容をご確認のうえ、約款・特約集とともに大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても届かない場合は、取扱代理店または明治安田損害保険(株)までお問い合わせください。
・明治安田損害保険（株）の個人情報の取扱いは、次のとおりです。

明治安田損害保険（株）はお客さまの情報を、必要に応じ、次の目的で利用させていただきます。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
 - 関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理（※）関連する会社とは、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の子会社・関連会社をいいます。明治安田生命保険相互会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。
 - 当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務
- 要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、上記利用目的に必要な範囲で、代理店・業務委託先（明治安田生命を含みます。）、保険金支払いに係る関係先や再保険会社等へ、この契約に係るお客さまの情報を提供することがあります。
また、適正な保険契約のお引受け等を目的とし、他の損害保険会社等との間で、お客さまの情報を共同利用することがあります。
詳しくは明治安田損害保険株式会社ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

「保険会社破綻時等の取扱い」について

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、保険期間が1年を超える傷害保険契約は、契約者保護のしくみである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、引受損害保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下回ります。

●損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400〔フリーダイヤル（無料）〕

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

●指定紛争解決機関（保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡）

明治安田損害保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。明治安田損害保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

【受付時間】午前9時15分～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

第二連絡先のご登録について

大規模災害等が発生してご契約者・被保険者との連絡が困難となった場合や、明治安田損害保険(株)から送付する各種お手続きのご案内が届かない場合に備えて、ご契約者とは別に、ご家族の連絡先(第二連絡先)のご登録をお願いしております。第二連絡先をご登録いただきますと、ご契約者と連絡がとれない場合に、第二連絡先にご契約者の最新の連絡先や被保険者の安否などを確認させていただくことで、すみやかなご連絡・お手続きのご案内ができるようになります。

■「第二連絡先」にご登録可能な対象者について

○1 契約につき1名のみご登録いただけます。

○日本国内にお住まいのご家族等をご登録いただけます。

なお、ご登録にあたっては以下の方をおすすめしております。

①死亡保険金受取人

②別居のご家族

※お手続き等はご契約後毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」通知をご確認ください。

ご契約のお申し込み方法について

①意思確認用紙をご記入のうえ、団体窓口にご提出ください。

意向確認【ご契約前のご確認】普通傷害保険は、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご契約にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。
申込書を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛に送付いたします。

②申込書に必要事項をご記入のうえ、明治安田ライフプランセンター(株)にご返送ください。

意向確認【ご契約前のご確認】ご契約にあたっては「ご契約のしおり」「重要事項のご説明(契約概要・注意喚起情報)」の内容とあわせて、補償内容・保険金・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
保険料振込用紙を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛に送付いたします。

③保険料振込用紙にて、保険料を最寄りの金融機関からお振り込みください。

保険料入金を確認後、保険証券を明治安田損害保険(株)よりご自宅宛に送付いたします。

④ご契約成立後のご照会などは、取扱代理店または明治安田損害保険(株)にお問い合わせください。

【取扱代理店】

明治安田ライフプランセンター株式会社

〒171-0033 東京都豊島区高田3-19-10 7階
TEL 03-5952-1061

有限会社愛知ライフサービス

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田2-14-13 鶴飼ビル5F
TEL 052-746-9431

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6F
TEL 052-951-9100・9115

【引受損害保険会社】

明治安田損害保険株式会社 営業推進部

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1

TEL 03-3257-3177

MYG-A-25-長傷-810

遺族年金特約制度

年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。
※1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金として還付します。

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族年金特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

Point 1 現職中同様、組合のスケールメリットにより、お手ごろな掛金で継続できます。

Point 2 現職中同様、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

Point 3 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。

Point 4 退職後75歳まで継続可能です。

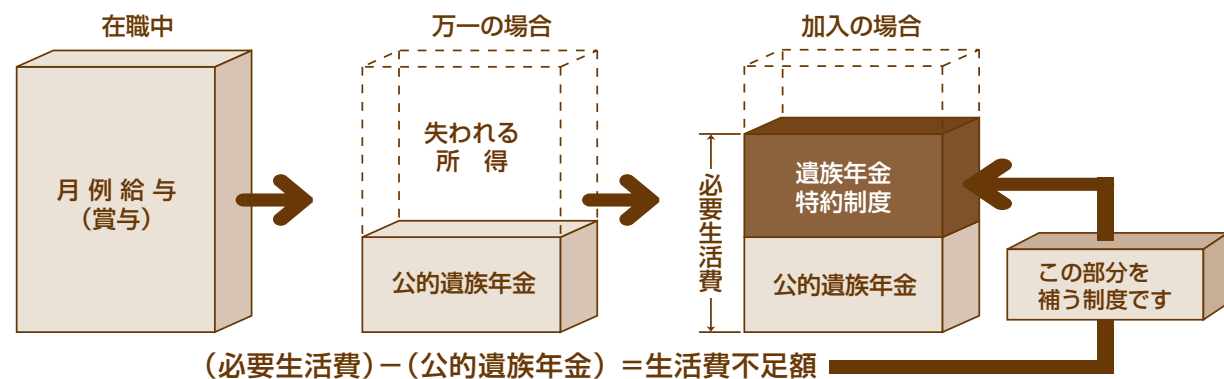
遺族年金特約制度 ご加入についての 注 意 事 項

- ・2026年9月頃、本制度を継続される方へ、「遺族年金特約制度専用申込書」をご自宅宛て送付いたします。
ご退職後は、「遺族年金特約制度専用申込書」にて、8ページ記載の「退職者専用コース」への変更を頂く必要がありますので、必ず専用申込書をご提出ください。なお、申込書のご提出がなかった場合、脱退となりますのでご注意ください。
- ・原則、保険期間中の任意による脱退はできませんので、この場合返金はいたしません。
- ・ご退職後の掛金払込方法につきましては、2026年4月～6月分はお振込み、2026年7月～12月分は口座振替、2027年1月分以降は口座振替による年払いとなります。遺族年金特約制度の掛金の振替に加えて、事務手数料2,962円(税込)がかかります。

【加入対象区分：本人・配偶者】

あなたに万一（死亡）の場合

公的遺族年金を補完し、家族の生活と安心を守ります。



1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金として還付します。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

遺族年金特約制度の保障内容

【退職者専用コース】※退職とは教員の退職を指します。（再任用も退職に含まます）
＜加入対象区分：本人・配偶者＞300万円コース【死亡・高度障害のとき】

受取期間＝5年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金（本人）		月額掛金（配偶者）	
							男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	201円	132円	201円	132円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)							255	219	255	219
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							345	264	345	264
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							504	384	504	384
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							768	537	768	537
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							1,167	714	1,167	714
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							1,827	969	1,827	969
66～70 (1955.7.2～1960.7.1)							2,709	1,308	2,709	1,308
71 (1954.7.2～1955.7.1)							3,546	1,734	3,546	1,734
72 (1953.7.2～1954.7.1)							3,927	1,932	3,927	1,932
73 (1952.7.2～1953.7.1)							4,362	2,169	4,362	2,169
74 (1951.7.2～1952.7.1)							4,872	2,424	4,872	2,424
75 (1950.7.2～1951.7.1)							5,469	2,703	5,469	2,703

＜本人・配偶者＞600万円コース【死亡・高度障害のとき】

受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金（本人）		月額掛金（配偶者）	
							男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	402円	264円	402円	264円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)							510	438	510	438
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							690	528	690	528
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							1,008	768	1,008	768
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							1,536	1,074	1,536	1,074
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							2,334	1,428	2,334	1,428
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							3,654	1,938	3,654	1,938
66～70 (1955.7.2～1960.7.1)							5,418	2,616	5,418	2,616
71 (1954.7.2～1955.7.1)							7,092	3,468	7,092	3,468
72 (1953.7.2～1954.7.1)							7,854	3,864	7,854	3,864
73 (1952.7.2～1953.7.1)							8,724	4,338	8,724	4,338
74 (1951.7.2～1952.7.1)							9,744	4,848	9,744	4,848
75 (1950.7.2～1951.7.1)							10,938	5,406	10,938	5,406

- ・記載の掛金は正規掛金です。
- ・本制度は主契約（新・団体定期保険）と特約（年金払特約、半年払保険料併用特約）をセットしたものです。
- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は2025年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
- ・なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わりもしくは廃止となることがあります。
- ・いずれか1種類を選んでください。

3-1

三大疾病特約制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付
集团扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。
※配当金の還付はありません。

意向確認【ご加入前のご確認】 三大疾病特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

●特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
●特約を付加している場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

「悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中」の治療費は**三大疾病特約制度**でご準備できます。
三大疾病特約制度 支払い実績(2024年度)

70歳コース・75歳コース

81件

1億6,200万円

制度の必要性

なぜこの保障が必要なの？

ますます増えている特定疾病

近年の食習慣の変化、ストレス社会といったライフスタイルの「ゆがみ」により「がん」等の生活習慣病にかかる人が増えています。また、若年層にも多く発生してきています。

闘病生活中の様々な出費に対する財源は十分に確保されているでしょうか？

特定疾病で入院した場合、医療費や差額ベッド代、健康保険の適用外の先進医療技術、ご家族の交通費や食費など、多額の出費が生じます。しかし、病気療養に対してまとまった一時金を給付する制度がないのが現状です。

「三大疾病特約制度」で闘病資金などを確保

「三大疾病特約制度」に加入することにより、闘病生活中の様々な出費に対する財源を確実に準備し、職場復帰に向けて安心して治療に専念できます。

注意

▶ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。
▶過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできませんのでご注意ください。

！

「悪性新生物(がん)」の場合のお支払いについて

「加入日前を含めて、はじめて診断確定されたがん」がお支払い対象です！

★ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

掛金

保険料率をご加入時から満了(70歳が75歳)まで一律です。ご在職中の掛金をご確認ください。
なお、ご退職後の掛金払込方法につきましては、年払いまたは一括払いをご選択いただけます。(※三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱いとなります。)
加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になったときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。

保険金等のお支払いについて、ご在職時の「愛教組連合グループ保険」のパンフレットまたは約款に詳細が記載されています。必ずご確認ください。
また、約款を紛失された際には下記までお申し出ください。

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部(TEL 052-951-9100・9115)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。P17～19

三大疾病特約制度の保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額
		200万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	200万円
	【特定疾病保険金】(※1)	
	○死亡・所定の高度障害状態のとき	
	【死亡・高度障害保険金】(※1)	
7大疾病保障特約(※3)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	100万円
	【7大疾病保険金】(※2)	
がん・上皮内新生物保障特約(※3)	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	20万円
	【がん・上皮内新生物保険金】(※2)	

！(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
(※3) それぞれの特約は75歳コースのみが対象です。
(注) 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約のみの継続はできません。
本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

●保険金ごとの保障イメージ＜三大疾病特約制度75歳コース200万円＞

保険金種類		お支払事由					
		死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内新生物
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金		悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病	
						重度の高血圧性疾患	肝硬変
		お支払事由のいずれかに該当で200万円					
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で100万円					
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で20万円					
お支払事由ごとの保険金額合計		200万円	320万円	300万円	100万円	20万円	

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

！●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。
この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保 障 内 容 等

各保険金の主なお支払事由は次のとおりです。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{*1}
特定 疾病 保険金 ^{*13} ^{*14}	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{*4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、糖尿病を発病 ^{*5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{*8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{*5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{*9} であると医師によって診断されたとき	
がん・上皮内新生物保険金	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{*10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{*11}	
	がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{*12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りです。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- ※14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

本内容は75歳コース(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))について記載しております。70歳コースの方は、ご加入時のパンフレットおよび「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

3-2 三大疾病特約制度オプション

＜リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】＞

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。 ※配当金の還付はありません。

意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病特約制度オプションは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

三大疾病特約制度 オプションご加入 についての注意事項

- ※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度70歳コース未加入者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方のみを対象とします。
- ※最高継続年齢は70歳までとなります。
- 現在加入の三大疾病特約制度と掛金体系が異なり、三大疾病特約制度オプションは更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金が上昇します。
- ※配偶者のみの加入はできません。必ず本人とセットでご加入してください。
- 三大疾病特約制度75歳コース脱退の場合、同時に脱退となります。
- ※ご退職後の掛金払込方法につきましては、2026年4月～12月分はお振込み、2027年1月分以降は口座振替による年払いとなります。

制 度 の 長

●特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

加 入 例

三大疾病特約制度75歳コースと三大疾病特約制度オプションに加入すると、合計400万円の保障を準備することができます。

保 障 内 容

【加入対象区分：本人・配偶者】

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

200
万円

死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
＜リビング・ニーズ特約＞余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の前払請求ができます。
●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お 支 払 事 由	お支払対象と ならない疾病例 ^{*1}
●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{*4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発生した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	——
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき	——

- ※1 お支払対象とならない疾病には、左記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

月 額 掛 金

保険期間1年、集団扱月払、保険金額200万円

(単位：円)

年 齢	月額掛金(男性)	月額掛金(女性)	年 齢	月額掛金(男性)	月額掛金(女性)
	200万円	200万円		200万円	200万円
16～20 歳	286	236	46～50 歳	1,592	1,470
21～25	388	286	51～55	2,654	1,928
26～30	398	368	56～60	4,166	2,380
31～35	496	532	61～65	6,504	3,386
36～40	678	790	66～70	9,638	4,478
41～45	946	1,162			

この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。この場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
○年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

保険金等のお支払いについて、ご在職時の『愛教組連合グループ保険』のパンフレットまたは約款に詳細が記載されています。必ずご確認ください。また、約款を紛失された際には下記までお申し出ください。

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部(TEL 052-951-9100・9115)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P17～19

『退職後継続病氣入院制度』は『三大疾病特約制度』をご継続される方のみご加入いただけます。

※三大疾病特約制度はご退職日までご加入されていた方のみご継続可能です。
※配当金の還付はありません。

保障内容・掛金

病氣が原因でご入院された場合、1日目より入院給付金をお支払いします。

病氣が原因でご入院し、かつ手術を受けられた場合、1入院につき1回手術見舞金をお支払いします。

コース	給付額		掛 金
	入 院	手 術	
70 歳コース	1日目より 日額 5,000 円	1入院につき 1回 20,000 円	月額掛金 2,000 円
75 歳コース	1日目より 日額 5,000 円	1入院につき 1回 20,000 円	月額掛金 2,000 円

70歳コース75歳コース両方ご加入されると・・・

コース	給付額		掛 金
	入 院	手 術	
70 歳コース + 75 歳コース	1日目より 日額 10,000 円	1入院につき 1回 40,000 円	月額掛金 4,000 円

注 70歳以降は、75歳コースのみの給付額・掛金となります。

<入院給付金>

病氣が原因でご入院された場合、日額5,000円の入院給付金をお支払いします。

- ※ 1日目よりお支払いします。
- ※ 入院給付日数につきましては、1入院につき120日を限度とし、給付限度支払直後の180日間は無給付期間となります。
- ※ 入院給付日数につきましては累計し、その日数が120日に達した場合、直後の180日間は無給付期間となります。
- ※ 通算給付日数は、700日を限度とします。

<手術見舞金>

病氣が原因でご入院し、かつ手術を受けられた場合、1入院につき1回、20,000円の手術見舞金をお支払いします。

<満期祝金>

本人が満期（70歳・75歳）まで継続加入された場合には、満期祝金として60,000円をお支払いします。

配偶者が満期まで継続加入された場合、もしくは本人の満期脱退にともなう脱退の場合、70歳コースは払込掛金の4分の1、75歳コースは払込掛金の6分の1を満期祝金としてお支払いします。ただし60,000円を上限とします。途中解約された場合は、残余期間分の掛金はご返金します。その際、満期祝金はお支払いできません。

<掛金>

掛金をご加入時から満期まで一律です。

ご退職後の掛金につきましては、年払いまたは一括払いをご選択いただけます。

- ※ 三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱いとなります。

月額掛金	2,000円
年払い	2,000円×12カ月分 → 24,000円
一括払い	24,000円×〇年分

- ※ 適切な掛金を設定するため、年度末収支決算において再計算を行います。掛金は改定される場合がございます。

『退職後継続病氣入院制度』は愛知教職員組合連合会独自の運営による自家共済制度のため、生命保険料控除の対象にはなりません。また、一度解約されると再加入できませんのでご注意ください。

入院給付金・手術見舞金のお支払いについて

- 「入院」とは医師による治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「手術」とは医師による治療を目的とし、下記に定める病院または診療所において施される手術を指し、医師による診断書などに手術を施された事実が明記されているものをいいます。
- 「病院または診療所」とは、次の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかに該当したものとします。
 - (Ⅰ)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - (Ⅱ)(Ⅰ)の場合と同等と愛教組連合が認めた日本国外にある医療施設次のような場合には対象外の入院・手術または告知義務違反となり、入金給付金・手術見舞金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。
- 対象外の入院または手術
 - (1)加入者の性同一性障害、アルコール依存または薬物依存を原因とする入院及び手術
 - (2)臓器移植提供者による入院及び手術
 - (3)加入者の故意または重大な過失による入院及び手術
 - (4)正常分娩による入院、健康保険適用外入院及び吸引分娩、カンシ分娩の手術給付
 - (5)不慮の事故による入院及び手術
 - (6)近視矯正手術給付
 - (7)歯科に関わる手術給付(抜歯)
 - (8)検査の為の手術給付
 - (9)ドレーナージ術による手術給付
 - (10)痔の手術は根治術以外の手術
 - (11)レスパイト入院
 - (12)精神疾患による手術
- 告知義務違反による解除
 - (1)告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、解除します。
 - (2)その他、愛教組連合役員会が適当でないと認めた場合には解除します。

『遺族年金特約制度』『三大疾病特約制度』『三大疾病特約制度オプション』『退職後継続病氣入院制度』について

加入資格

【遺族年金特約制度】

退職年度の翌6月末までグループ保険・遺族年金特約制度にご加入されている本人と配偶者

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退になります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者のみの加入はできません。そのため、本人が脱退された場合は配偶者も脱退となります。本人の満期による脱退も含みます。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※告知していただいた内容と事実が相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

退職年度の翌6月末までグループ保険・三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプションにご加入されている本人と配偶者、かつ、7月1日以降も三大疾病特約制度を継続される方。

・三大疾病特約制度70歳コースをご継続の方→退職後継続病氣入院制度70歳コースにご加入できます。

・三大疾病特約制度75歳コースをご継続の方→退職後継続病氣入院制度75歳コースにご加入できます。

・三大疾病特約制度両コースをご継続の方→退職後継続病氣入院制度両コース、または、いずれかのコースにご加入できます。

※退職後継続病氣入院制度のみのご加入はできません。

※本人について定められた特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者のみのご加入はできません。そのため、本人が脱退された場合は配偶者も同時脱退となります。本人の満期による脱退も含みます。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

保険期間

【遺族年金特約制度】

1年間(2026年1月1日～2026年12月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。

【三大疾病特約制度】

<70歳コース>

・2026年1月1日から満70歳(1月1日現在で保険年齢が69歳になられた年の契約応当日の前日)までの保険期間となります。

<75歳コース>

・2026年1月1日から満75歳(1月1日現在で保険年齢が74歳になられた年の契約応当日の前日)までの保険期間となります。

【三大疾病特約制度オプション】

1年間(2026年1月1日～2026年12月31日)で以後毎年更新します。

※年齢は保険年齢を使用しておりますので、誕生日を基準に6ヵ月を超えると1歳繰り上げとなります。

(例：契約応当日現在満57歳5ヵ月と10日…57歳、満57歳6ヵ月と3日…58歳)

保障期間

【退職後継続病氣入院制度】

<70歳コース>

・2026年7月1日から満70歳(1月1日現在で保険年齢が69歳になられた年の契約応当日の前日)までの保障期間となります。

<75歳コース>

・2026年7月1日から満75歳(1月1日現在で保険年齢が74歳になられた年の契約応当日の前日)までの保障期間となります。

※年齢は保険年齢を使用しておりますので、誕生日を基準に6ヵ月を超えると1歳繰り上げとなります。

(例：契約日現在満57歳5ヵ月と10日…57歳、満57歳6ヵ月と3日…58歳)

配 当 金

【遺族年金特約制度】

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

掛金の払込

【遺族年金特約制度】

2026年7月から取扱窓口が『株式会社日本共同システム』となります。

払込方法につきましては、年払いとなります。掛金の払込につきましては、別途該当者に直接ご案内いたします。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

2026年7月から取扱窓口が『有限会社愛知ライフサービス』となります。

払込方法につきましては、一括払いか年払いをご選択いただけますが、両制度にご加入の場合には、必ず払い方の統一をお願いいたします。(※三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱いとなります。)

掛金の払込につきましては、別途該当者に直接ご案内いたします。

途中解約された場合には、払込方法に限らず、残余期間分の掛金をご返金いたします。

請求方法

【遺族年金特約制度】

保険金・給付金の支払事由が生じた場合、退職者本人・配偶者・もしくはご家族の方から、お申し出ください。

必要提出書類につきましては、『株式会社日本共同システム』より送付いたしますので下記までご連絡ください。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

保険金・給付金の支払事由が生じた場合、退職者本人・配偶者・もしくはご家族の方から、お申し出ください。

必要提出書類につきましては、『有限会社愛知ライフサービス』より送付いたしますので下記までご連絡ください。

また、ご請求に際し「入院証明書」「診療証明書」などをご提出いただく必要がございます。あらかじめご了承ください。

<ご連絡先>

【遺族年金特約制度】

・ご退職から6月末まで

愛知県学校生活協同組合

〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄1-49-10 エフエムビル8F TEL：052-261-7032

・7月以降

株式会社日本共同システム

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル8階 TEL：0120-129-128

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

有限会社愛知ライフサービス

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田2-14-13 鵜飼ビル5F

TEL：052-746-9431

MY-A-25-団-009014
MY-A-25-特疾-009015
MY-A-25-特疾-009012
MY-A-25-特疾-009013

遺族年金特約制度の取り扱いについて

	遺族年金特約制度	
保 険 期 間	1年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年1年ごとに更新します。 保険期間中に被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。 ただし、掛金の払込が条件となります。	
掛 金	ご指定の口座より振替します。（2026年4月～ 6月分はお振込み、7月中旬に2026年7月～12月分の6ヵ月分を振替。以後毎年12月中旬に翌年1月～12月分の1年分を振替） ※なお、2ヵ月以上滞納の場合脱退とみなします。	
継 続 加 入 の 取 り 扱 い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、この制度は、更新の際に、保険金額・受取人などの変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。	
保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。	
	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）	

	遺族年金特約制度	
配 当 金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。 ※保険金のお支払いによる脱退等、中途脱退の場合、配当金はありません。（原則保険期間中の任意の脱退はできません。）	
税 法 上 の 取 り 扱 い	●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。	
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 退職年に限り、「退職者専用コース」への変更が必要なため、必ず専用申込書の提出が必要です。申込書の提出がなかった場合、脱退となります。	
年金の取り扱いについて	1.年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内でご選択いただきます。（逓増型確定年金です。） ●基本年金額は毎年、逓増いたします。（逓増率単利3%）
	2.配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
	3.年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
	4.年金のお支払い	●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
	5.年金払の対象となる保険金	●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。
自動更新の取り扱い	継続する場合は、自動継続をしますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額にて継続となります。 ※退職年に限り、「退職者専用コース」への変更が必要なため、必ず専用申込書の提出が必要です。申込書の提出がなかった場合、脱退となります。	

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

「三大疾病特約制度」・「三大疾病特約制度オプション」について

	三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション		
保 険 期 間	＜三大疾病特約制度＞ ＜70歳コース＞ 2026年1月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。） ＜75歳コース＞ 2026年1月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。） ＜三大疾病特約制度オプション＞ 1年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年更新します。		
保険金のお支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。		
解 約 返 戻 金	＜三大疾病特約制度＞ この制度は保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。		
高 度 障 害	<table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</td></tr></table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでににお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取り消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取り消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）		
リビング・ニース特約	＜三大疾病特約制度＞ 【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 （1）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 （2）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛金の現価を差し引いた金額をお支払いします。 【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 （1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき （2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき （3）戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。 ＜三大疾病特約制度オプション＞ 【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。		

	三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション
リビング・ニース特約（つづき）	●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 （1）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 （2）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛金の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の掛金の現価を差し引きします。） 【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 （1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき （2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき （3）戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
指定代理請求者	＜三大疾病特約制度＞ 特定疾病保険金、リビング・ニース特約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 ＜三大疾病特約制度オプション＞ 特定疾病保険金、リビング・ニース特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 ＜三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション共通＞ （注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次のいずれかの方となります。 ○請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族 お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。
保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項	所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
税法上の取り扱い	●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は非課税です。 ●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。 ●解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額＝（解約時受取金－総払込保険料－50万円）×1/2 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 税務上の取扱いについては2025年11月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
申 込 方 法	＜三大疾病特約制度オプション＞ 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。 ＜三大疾病特約制度＞ 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

「三大疾病特約制度」・「三大疾病特約制度オプション」について

三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション	
年金の取り扱いについて	1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。（定額型確定年金です） 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 5. 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。 ●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。
自動更新の取扱い	<三大疾病特約制度オプション> 保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるとときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

MEMO

[illegible]

共通の取り扱いについて

＜遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション 共通＞

保険会社からのお願い・ご注意

- ＜保険金のご請求について＞
- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
 - 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
 - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- ＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞
- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
 - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

＜遺族年金特約制度＞
遺族年金特約制度についての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP１～P２をご確認ください。

＜三大疾病特約制度＞
※三大疾病特約制度についての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP１～P２をご確認ください。
掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、（新）年払の口座振替扱いに変更、または退職時等に掛金の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は掛金の割引制度の適用がなくなりますので、掛金が高くなる場合があります。
＊この保険には満期保険金はありません。 ＊この保険には自動振替貸付制度はありません。 ＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

＜三大疾病特約制度オプション＞
※三大疾病特約制度オプションについての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP１～P２をご確認ください。
掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
＊この保険には満期保険金はありません。 ＊この保険には自動振替貸付制度はありません。 ＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞		
ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。 【ご契約のしおり 約款】記載事項の例】 ●お申込の撤回（クーリング・オフ）について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について ●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について		
【お取扱できない事項の例】 ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●掛金の払込方法の変更はできません		

約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

【遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション】

個人情報に関する取扱いについて	＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞
当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。 記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（ https://www.meijiyasuda.co.jp/ ）をご参照ください。 －死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－ 指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。	

＜遺族年金特約制度＞
※遺族年金特約制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

＜遺族年金特約制度＞
相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

＜三大疾病特約制度＞
※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

＜三大疾病特約制度オプション＞
※この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞
当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。従って、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

＜遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション 共通＞

【引 受 会 社】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部
〒460-0003 名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階 TEL 052-951-9100・9115

請求時のお問い合わせ先(退職者制度に移行(加入)される方)

※12月末まで愛教組連合グループ保険に加入され、その後退職者制度に移行(加入)されない方は全て愛知県学校生活協同組合へお問い合わせください。

ご退職から6月末日までのお問い合わせ先

1. グループ保険
＜死亡・高度障害保険金、入院給付金、入院保険金、通院保険金、手術給付金、手術保険金＞
2. 遺族年金特約制度
＜死亡・高度障害保険金＞
3. 三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション
＜特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金＞

愛知県学校生活協同組合 TEL: 052-261-7032
※保険金・給付金の支払対象事項が生じた場合、「グループ保険申請連絡票」、および事故の場合は「事故連絡票」をFAXにて学生協宛て送信願います。

7月以降のお問い合わせ先

1. 普通傷害保険
明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター TEL: 0120-555-282
【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日および年末年始を除きます。）
2. 遺族年金特約制度
株式会社日本共同システム 団体保険コールセンター TEL: 0120-129-128
【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日および年末年始を除きます。）
- 3-1. 三大疾病特約制度
3-2. 三大疾病特約制度オプション
＜特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金＞
有限会社 愛知ライフサービス TEL: 052-746-9431
【受付時間】9：30～16：30（土・日・祝日および年末年始を除きます）
4. 退職後継続病気入院制度
＜入院給付金・手術見舞金＞
有限会社 愛知ライフサービス TEL: 052-746-9431
【受付時間】9：30～16：30（土・日・祝日および年末年始を除きます）

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族年金特約制度
(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)
三大疾病特約制度
(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))
三大疾病特約制度オプション
(リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
遺族年金特約制度	P14	P14	P7	P15
三大疾病特約制度			P9	P11、 17
三大疾病特約制度オプション			P12	P12、 17

③ 配当金

遺族年金特約制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションは、配当金はありません。

④ 脱退(解約)による返戻金

遺族年金特約制度、三大疾病特約制度オプションは、脱退(解約)による返戻金はありません。
三大疾病特約制度は、保険期間中に脱退(解約)された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

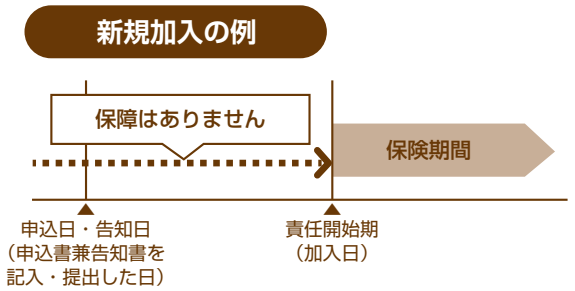
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日)

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

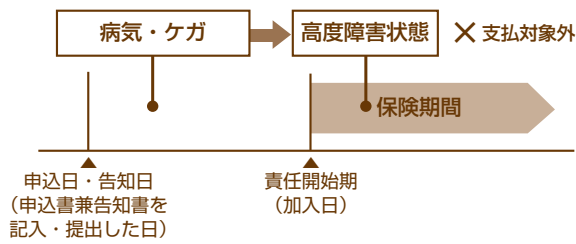


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
 - 三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションについて、責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
 - 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
- 遺族年金特約制度 P15
三大疾病特約制度 P11、17、
三大疾病特約制度オプション P12、17

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部 ご照会窓口 052-951-9115 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00 ~ 17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

MEMO

[illegible]